

農村地域への産業の導入に関する基本計画

平成30年7月

大 分 県

目 次

前 文	1
第1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標	3
第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	8
第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	9
第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	10
第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	13
第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	14
第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	15
第8 その他必要な事項	16
〈参考資料〉	
市町村位置図	20
振興局所管区域図	20
農村地域の現状	21
市町村別地域指定状況	22
将来の見通し	25

前 文

(1) 農業の現状、その見通しと課題

本県の農業は、全国平均に比較して平野部が少なく、農家一戸当たりの経営耕地面積が零細であり、しかも若者の都市への流出等による農業後継者不足、農業就業者の高年齢化などの今後の農業経営基盤は不安定になっている。また、多国間による経済連携の活発化、ライフスタイルの変化など農林水産業は先例のない社会構造の変化に直面し、大きな変革の時を迎えている。こうした機会をチャンスと捉え、変化にしっかり対応し、もうかる農林水産業、付加価値を高める農林水産業の確立を目指した諸施策を展開している。

また、平成27年度におおいた農業農村整備推進プラン2015（第4次農業農村整備長期計画）を策定し、農業生産基盤、農村生活基盤の整備を計画的、重点的に実施し優良農地の確保及び定住環境の整備を図っている。

他方、大分臨海工業地帯を主軸とした重厚長大産業型企業の進出並びに県北国東地域テクノポリスへの軽薄短小産業型企業の進出は、農業就業者を第二次産業労働者として雇用する機会を開き、農家の農外所得の向上に寄与したものの農家の農業依存度の低下、農業後継者の不足を来しており、農業構造の改善を加速的に推進することが喫緊の課題となっている。このため、おおいた農林水産業活力創出プラン2015（大分県農林水産業振興計画）に基づいた各種の農業施策を積極的に推進する。今後、本県農業が低生産、低所得から脱却して、農業就業者が他産業就業者と均等ある所得を確保し、文化的な生活を維持し、明るく・楽しい・新しい農業農村を創出するためには、地域の特性を生かした特産物の開発・創出や銘柄産地の育成等を図りつつ、農地中間管理事業の積極的な活用により担い手への農地の集積・集約化を進め、農業経営の安定と生産性の高い農業の確立を図る必要がある。

(2) 産業の現状、その見通しと課題

本県の産業は、昭和39年に大分市臨海部が新産業都市の指定を受け、鉄鋼、石油、化学などの素材型産業の集積が進み、県北国東地域では昭和59年のテクノポリスの指定以来、半導体や電気、機械などの関連企業の集積が進んでおり、新しい雇用の場が確保され所得の増大が図られるなど県民所得の向上と県経済の発展に大きく寄与してきた。

また、平成29年度から、IoTやビッグデータ、人工知能（AI）やロボット、ドローン等の革新的技術を活用する大分県版第4次産業革命「OITA4.0」を推進しており、様々な地域課題の解決と産業活力の創造を目指している。

内陸部を中心とした農村地域については、農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画を策定し、農村地域への工業等の導入を積極的に進めてきた。

しかし、これら地域への工業等の導入の現状は、精密機械器具製造業、電気機械器具製造業、繊維製品製造業などの女子雇用型企業が多く、多くの市町村で基幹男子の安定雇用の機会が不足するなど、依然として過疎の状態におかれている。

今後は、農村地域の農業従事者の就業機会を確保するため、雇用効果の大きい業種を

中心に、又、地域内発的産業を育成するという観点から地域資源又は地域に賦存する技術等の資産を活用する産業や、農業を支援する機能を有する産業についても導入を進めるものとする。

(3) 基本的な考え方

本県では、かねてから「安心・活力・発展」の大分県づくりを進めており、平成27年に策定した安心・活力・発展プラン2015（大分県長期総合計画）では、いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県の実現を目指している。

こうした中、農業にあっては、変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現のため、規模拡大や協業化による先駆的な経営体の育成や就農学校の整備などによる新たな担い手の確保・育成、戦略的な輸出の拡大、食品産業と連携した加工・業務用向けの産地づくりなどにより構造改革を進めている。

また、産業にあっては、多様な仕事を創出する産業の振興と人材を確保するため、地域の強みを生かす産業集積と戦略的な企業立地の推進や、創業支援や魅力あるサービス産業の創出、クリエイティブ産業など新たな分野への支援の充実を図るほか、観光産業でも、東九州自動車道の開通や県立美術館の開館等の絶好の機会を逃さず、県内各地の観光資源に磨きをかけ、国内外からの誘客を促進するとともに、観光産業の成長産業化による仕事づくりを進めている。このような状況下、農村地域への工業等の導入は、中小規模農家への新たな安定雇用の機会を確保し、農家所得の向上が図られているなど、地域活性化の一環として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本県の農村地域への工業等の導入の実態は、農村地域工業等導入促進基本計画に基づき、14市町村が農村地域工業等導入実施計画を策定したものの、一部の実施計画地域では、その後の企業を取り巻く経済環境の変化や農村の企業立地に対する条件整備の立ち遅れ等により、立地が内定した企業の立地遅延や未導入地区があるなど目標の達成が遅れている。加えて、産業構造が変化する中で、全就業者に占める工業等の就業者数のウエイトが低下しているところであり、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっている。

このため、今後の農村地域への産業の導入に当たっては、産業導入地区（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下『法』という。）第5条第2項第1号の産業導入地区をいう。以下同じ。）であって、未だに産業の導入が達成されていない地区について、早急に目標達成がされるような積極的な誘導を図るとともに、導入業種の拡大を促すなど市町村が広域的な観点から実施計画（法第5条第1項の実施計画をいう。以下同じ。）を見直すよう助言する必要がある。

また、新たな農村地域への産業の導入に当たっては、道路網の整備等に伴う在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、広域的な経済圏の形成と産業の適正配置に配慮するとともに農業と導入産業の均衡ある発展を基本目標とし、平成33年度を目標として次の方針により基本計画を策定するものとする。

第1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

1 導入すべき産業の業種

(1) 基本的な考え方

農村地域への産業の導入に当たっては、農村地域における農業振興地域整備計画等土地利用に関する計画等との整合性を保ちながら、農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観と調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある産業の導入を図るとともに、ローカルエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援等、産業導入地区の就業環境及び生活環境整備、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り特色ある産業の導入に努めるものとする。

また、社会情勢等の変化により産業の導入が十分行なわれていない導入地区にあっては、既存計画の見直しを行う。その際、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる北大経済圏、日豊経済圏等広域的な経済圏の形成と導入産業の適正配置の観点から検討を進めるものとする。

なお、労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入された産業の労働力の確保に当たっては、道路網の整備等に伴う在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携のもとに質、量ともに適合性のとれたものとなるように努めるものとする。

(2) 産業の導入の目標

農村地域への産業の導入については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等各種の土地利用計画との調整を行った結果定められた産業導入地区において行われるよう誘導するものとする。この場合、公害のおそれのない業種又は公害防止対策をとることにより公害のおそれのない企業の導入を図る等環境保全に配慮した産業の導入を図るものとする。又、農業を支援する機能を有する産業についても導入を図るものとする。

(3) 導入業種

農村地域に導入する産業の業種については、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要である。この場合において、雇用の実現見通し等の地域の実情を踏まえるとともに、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、環境保全に配慮する。また、農村全体の雇用の確保と所得の向上を図る上で、農村地域の就業の場として、農村に賦存する地域資源を活用した産業の立地・導入は極めて重要であり、特に積極的な導入の促進に配慮する。

地域において導入すべき産業の具体的な業種については、県内の農村地域を対象として、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類により次に掲げ

るとおりとする。

- ア 食料品製造業
- イ 飲料・たばこ・飼料製造業
- ウ 繊維工業
- エ 木材・木製品製造業（家具を除く）
- オ 家具・装備品製造業
- カ パルプ・紙・紙加工品製造業
- キ プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- ク ゴム製品製造業
- ケ 窯業・土石製品製造業
- コ 非鉄金属製造業
- サ 金属製品製造業
- シ はん用機械器具製造業
- ス 生産用機械器具製造業
- セ 業務用機械器具製造業
- ソ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- タ 電気機械器具製造業
- チ 情報通信機械器具製造業
- ツ 輸送用機械器具製造業
- テ その他の製造業
- ト 道路貨物運送業

2 選定理由

農業と導入産業との均衡ある発展とは、農業側において、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者（その家族を含む。）の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等が図られることにより、また、導入産業側において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することをいう。このような発展を促進するため、導入業種の選定に当たっては次に掲げる項目に留意するとともに、導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを市町村とのヒアリングにより把握することとした。

(1) 安定した就業機会が確保されること

就業機会の創出に当たって、産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質を確保するため、常用雇用者が常駐化する業種を原則選定するものとする。また、就業機会が創出されとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

(2) 雇用構造の高度化に資すること

より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行うこととする。なお、農村地域に住むそ

それぞれの住民の希望及び能力に従って就業が行われ、所得の向上が図られることとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する必要がある。判断に当たっては、導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。

(4) 上記(1)～(3)を踏まえ、下記により選定するものとする。

- ① 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業(別掲を除く)、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及びその他の製造業については、雇用創出効果も高く、現在本県の基幹産業となっており、これまでも農業従事者の就業や所得向上により安定した雇用を確保してきたことに加え、加工食品の開発や農業機械器具等の製造に寄与している。いずれの業種も、既に実施計画に記載され、立地済みである。
- ② 道路貨物運送業については、これまでも農業従事者の就業や所得向上により安定した雇用を確保してきたことに加え、農産物や加工食品、資材等の円滑な流通に寄与している。当該業種は、既に実施計画に記載され、立地済みである。

3 産業の導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画の対象となり、産業導入地区の区域の設定を通じて、農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、旧大分市を除く全域とする。これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整より、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

産業の導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行った結果、当該地域の実施計画に定める産業導入地区において行われるよう誘導することとし、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示する。

産業の導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した

事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを、事業者とのヒアリング等により把握し、ヒアリング結果を踏まえて区域を設定する。

なお、各種土地利用計画との調整方針及び調整方法は、次に示すとおりである。

(1) 工業適地が設定されている地域

工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地が設定されている地域にあつては、工場適地を優先的に産業導入地区に含むように設定し、当該地区内で施設用地を選定するものとする。

(2) 都市計画区域が設定されている地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が設定されている地域にあつては、都市計画区域マスタープラン、市町都市計画マスタープランと整合を図るため、都市計画担当部局と協議するものとする。なお、当該協議は実施計画の事前協議の段階で開催し、調整した内容を実施計画に反映するものとする。

(3) その他の各種土地利用計画

上記以外の法に基づいて区域が設定されている地域にあつては、各土地利用計画との整合性を図るため、当該土地利用計画担当部局と協議するものとする。なお、当該協議は実施計画の事前協議の段階で開催し、調整した内容を実施計画に反映するものとする。

また、次に掲げる要件を充たす地域を設定するものとする。

ア 産業の導入に伴う施設用地の確保、その他関連施設の整備及び産業の導入に対して地元住民の合意、協力が得られるものであること。

イ 当該地域に産業を導入することにより、農用地利用計画等に支障を及ぼさないものであること、又はその周辺の農用地等の利用に支障を及ぼさないものであること。

ウ 本県の工場適地調査の趣旨に沿い、企業立地のための諸条件がすでに整備され、又は将来整備される見込みであること。

エ 産業の導入に伴い必要となる道路、用排水施設、廃棄物処理施設等が総合的に整備されることが確実に見込まれるものであること。

オ 雇用効果が期待され、農業と導入産業の均衡ある発展等地域の就業構造の改善に役立つものであること。

カ 産業の導入により、自然環境の保全に支障を来たさないものであること。

さらに、今後における農村地域への産業の導入は、地球環境の保全に留意しつつ、適正に推進する必要があることにかんがみ、次に掲げる地域又は地区については産業の導入地区の設定を避けるものとする。

a 瀬戸内海国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園、祖母傾国定公園及び日豊海岸国定公園の特別地域。

b 武多都、小城山、壺山、湯山、丸山及び堂迫自然環境保全地域。

c 県指定鳥獣保護区特別保護地区。

- d 県立自然公園の特別地域。
- e 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7及び県自然海浜保全地区条例第4条の規定による自然海浜保全地区。

なお、法令又は条例により環境保全又は公害防止の観点から、開発行為の規制等について指定されている地域及び原生林、特異地形、天然記念物等で特に保護を要する地区、及びそれらの地域の周辺でそれらの地域に影響を及ぼすおそれが大きい地域については、a～eの地域又は地区に準じ産業の導入地区の設定を極力避けるものとする。

また、すでに実施計画を策定した農村地域であって、産業の導入が進んでいない地域にあつては、企業の立地ニーズや社会構造の変化等を踏まえながら広域的な観点にたつて当該実施計画の見直しを行い、産業の導入の目標が達成されるよう積極的な誘導を行うものとする。

4 配慮事項

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進するものとする。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努めるものとする。また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

また、労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努めるものとする。この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

1 基本的な考え方

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。

2 農業従事者の就業目標

農業従事者の産業への就業促進に当たっては、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、その希望及び能力に従って導入される産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることに配慮するとともに、これら農業従事者の所有する農地については、担い手層に対して農地中間管理事業等により、その利用集積・集約化を図るものとする。

特に、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化について、関係機関が導入企業に対して十分指導を行うなど、円滑な労働条件の醸成に努めるものとする。

第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

1 基本的な考え方

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成28年11月改訂）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努めるものとする。

農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努めるものとする。また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

また、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構を活用した利用権の設定を中心とした担い手への農地集積・集約化を一層進め、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業構造の改善を阻害することのないよう農地中間管理機構、土地改良区及び農業委員会ネットワーク機構等の関係機関と調整する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める必要があることから、産業の導入により小規模農家等に対し安定した就業機会を創出しつつ、担い手の経営規模の拡大を一体的に推進する。

2 農業構造の改善に関する目標

農業構造の改善に当たっては、おおいた農林水産業活力創出プラン2015（大分県農林水産業振興計画）、市町村農業振興計画等に留意し、農村地域への産業の導入の時期等を考慮しながら、これらと有機的な関連を保ちつつ、農業生産基盤や農村地域における定住条件等の整備を計画的、重点的かつ加速的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進めるものとする。これらの事業推進と併せ、専業農家、兼業農家等を交えた地域ぐるみの活動の中で、認定農業者等地域の中核的な農業経営への農用地の利用の集積・集約化及び地域農業の組織化を図ることにより国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努めるものとする。

なお、地域ぐるみの活動の中で、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者、とりわけ不安定な就業状態にある農業従事者については、地元における安定就業を確保するため、導入される産業へ優先して就業できるよう配慮するものとする。

第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への産業の導入に当たっては、施設用地が、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種土地利用計画との調整を行った結果、当該地域の実施計画書に定める産業導入地区に立地されるよう計画的土地利用を図るものとし、集团的優良農用地の保全及び周辺農業への影響を考慮しつつ、産業の導入が円滑かつ適正に行われるよう、施設用地と農用地等との利用の調整を図るものとする。

産業導入地区の設定については、第1の3「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」によるが、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、市町村が産業導入地区の区域を設定する際に行うべき調整は以下により行うこととする。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が定められている地域にあっては、農用地区域以外に産業導入地区を設定し、施設用地が農用地区域内に含まれないようにすることとする。

ただし、当該産業導入地区をその土地の地形及び広がり等から農用地区域以外に設定することが困難であり、かつ、産業の導入に伴う農用地利用計画の変更が、その後における当該計画の実施に支障を及ぼすものでないことが明らかであると認められる場合には、市町村が下記の考え方に基づく方針により調整を行うことを定めた上で、産業導入地区に農用地を含めることもやむを得ないものとするが、次の点に留意するものとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するもの

を実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、都道府県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれ、また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」に含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、県の農政担当部局と連携を緊密に行い適切に把握する。

また、「農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）」が市町村において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、重点実施区域の関係について県の農政担当部局等と十分調整を行う。

なお、優良農用地の確保の観点から、産業の導入地区の縮小又は取消に係る土地がその形状から見て農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入するものとする。

(2) 農地転用に係る事項

実施計画に係る産業の導入地区内の農地の転用については、あらかじめ転用許可権者と所要の調整を行うものとする。

(3) 次の事項は、実施計画において明示するものとする。

ア 土地基盤整備事業、農業構造改善事業等の実施に係る受益地区に産業の導入地区を設定しようとする場合は、その調整に関する事項。

イ 産業の導入地区設定に関し、当該地区における農業用施設、道路、水路等の利用及び調整に関する事項。

ウ 産業の導入地区に立地が予定される企業が、工業廃液等の排出について農業

用水路を利用しようとする場合等は、その調整に関する事項。

エ 自立しようとする農家の所有する農用地に産業の導入地区を設定しようとする場合は、代替地の斡旋又は交換等その調整に関する事項。

(4) 既に実施計画が策定されている地区について

法の改正前に既に市町村の実施計画が策定されている地区については、策定段階において産業用地と農用地等との利用調整について検討を経ているが、なお、具体的な産業用地の造成及び企業導入の実施段階においても、周辺の農用地等が保全されつつ産業の導入が計画に即して円滑かつ適正に行われるように十分に配慮する。

(5) 上記(1)の①～⑤に基づく調整については、市町村の都市計画部局及び農政担当部局において十分に調整するものとする。なお、調整に当たっては実施計画の事前協議の段階で協議するものとし、調整した内容を実施計画に反映するものとする。

第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 産業基盤の整備

(1) 産業の立地・導入に必要な用地の確保及び道路等の整備

産業の立地に必要な用地・施設の確保については、優良な農用地は確保しつつ、地域の特色を生かした産業の導入を促進する観点から、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進するほか、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるものとする。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流・連携等

農村地域への産業の導入を促進し、導入企業の活動の定着と地域における安定的な就業の機会を確保するため、地場企業や既進出企業及び商工関係団体等関係機関が一体となって産業の導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者、下請企業の確保、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフト面での産業基盤の整備に努めるものとする。とりわけ、技術先端型産業等高度な技術・知識を必要とする産業の導入にあっては、研究開発、情報提供、交流施設、人材育成等の周辺支援体制の整備が重要であることから関連施設の整備を進めるとともに、地域に立地している企業がこれらの必要な情報を容易に入手できるよう、大分県産業科学技術センター、(財)大分県産業創造機構、(財)ハイパーネットワーク社会研究所を積極的に活用するものとする。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。

また、地域社会のニーズを把握して、通信運輸設備の整備、住宅、託児所、レクリエーション施設、公園緑地等の生活関連施設を整備するなど、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努めるものとする。

第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農業以外に就業を希望する農業従事者が、導入される産業へ円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施するものとする。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、公共職業安定所や関係市町村と連携して、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努めるものとする。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入される産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏域の広域化と就業希望者の高齢化等に配慮して、職業安定行政機関との連携により職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、労働力需要の充足、雇用の安定等に関し導入企業への支援に努めるものとする。

特に、中高年齢者に対しては、導入される産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度の積極的な活用を図るとともに、企業が高付加価値分野や新分野への事業展開を図る場合の支援に努めるものとする。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等にも努める。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努めるものとする。

(3) 職業能力開発等の推進

国（大分労働局）、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携を密にしつつ、農村地域に導入される産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練に努めるものとする。

この場合において、国（大分労働局）、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携を図りながら技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な支援に努めるものとする。

第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「人・農地プラン」の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進するものとする。

この場合において、農業と産業との均衡ある発展を図る観点から、ほ場整備と併せて産業の導入に伴う施設用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と産業の導入促進が相まって計画的に実施されるよう努めるものとする。

第8 その他必要な事項

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法等環境関係諸法令及び環境基本計画、第3次大分県環境基本計画等の環境の保全に関する計画に基づき、地域の自然環境を損なうことのないように十分配慮し、必要に応じ環境影響評価法や大分県環境影響評価条例（平成11年大分県条例第11号）等に基づき、環境に与える影響について調査検討を行い、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成につとめるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷の低減に努めるなど農村地域の環境の保全に十分配慮するものとする。

また、具体的な産業の導入及び導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査検討の補完等を行うものとする。また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に配慮するものとする。

なお、導入する産業は、公害関係諸法による規制基準を遵守し、業種によっては県生活環境の保全等に関する条例（平成11年大分県条例第47号）による設置許可基準により産業導入の適否を判断するなどして、極力公害防止に努めるものとする。

特に、これらの法令のみでは複数多岐にわたる諸般の公害事象対処することは不十分であり、地域の実情に応じたきめ細かい指導を行う必要があるため、導入される企業と関係市町村の間において必要に応じて公害防止協定を締結し、公害対策に万全を期するものとする。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進めるものとする。

3 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村振興地域、半島振興地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう配慮するものとする。

4 農業団体等の参画

農村地域への産業の導入に当たっては、実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等に

ついて、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

また、導入後も企業が円滑に定着できるよう、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮するものとする。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村は、導入企業と農業団体及び商工団体等の連絡調整に努めるものとする。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、市町村においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

6 企業への情報提供等

市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び九州農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、市町村と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や県及び市町村が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

7 遊休地解消に向けた取組

遊休地については、県や市町村のホームページで工業用地を紹介する等、それぞれ個別の誘致活動を行うとともに、県と市町村が連携した誘致活動を行うこととする。

また、定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

8 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、以下

に留意して撤退時のルールを市町村と企業との間で企業の立地時に定めておくこととする。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村へ報告することや、撤退した場合、例えば、施設の撤去義務、費用負担に関する事項、施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画の策定の際に盛り込み、企業に同意を求めていくようにするといった取組を自主的に行うこととする。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に報告するものとする。

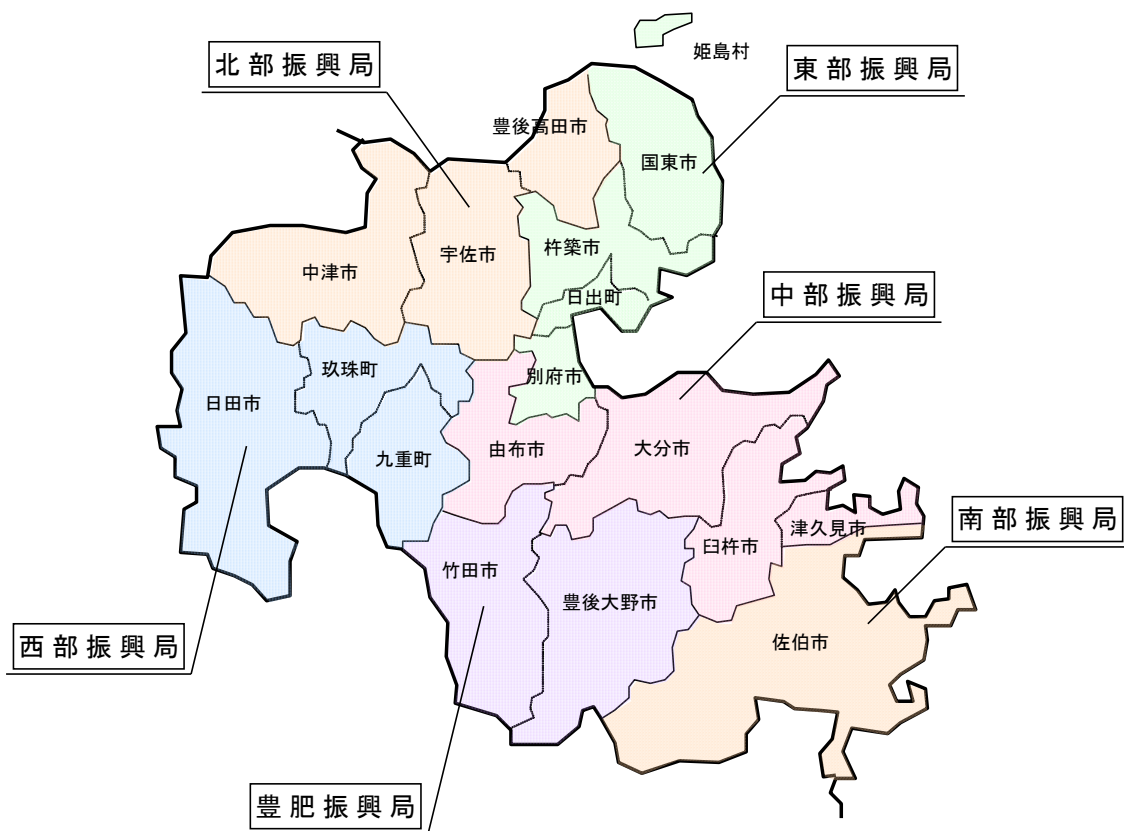
確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に報告するものとする。市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保する。

10 多様な雇用労働者の確保

外国人や障がい者など、多様な就労者の活用を進め、地域の雇用労働者の確保を図るため、専門部局との連携・調整を行うものとする。

〈 参 考 资 料 〉

市町村位置図
 振興局所管区域図



農村地域への産業の導入に関する基本計画参考資料

(1) 農村地域の現状

都道府県名 (大分県)

区分	単位	平成17年		平成22年		平成27年		農村地域増減 (H27-22)	出典	
		全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域			
総面積	km ²	6,339.32	5,978.48	6,339.71	5,978.87	6,340.71	5,979.87	1.0	国勢調査	
総世帯数	世帯	469,270	292,164	482,051	292,612	486,535	288,896	△ 3,716		
総人口	人	1,209,571	763,985	1,196,529	737,551	1,166,338	701,702	△ 35,849		
人口密度	人/km ²	190.8	127.8	188.7	123.4	183.9	117.3	△ 6		
産業別就業人口	総数	人	571,645	361,134	550,451	336,370	546,167	326,175	△ 10,195	国勢調査
	第1次産業	人	51,513	47,163	39,813	36,440	36,475	33,140	△ 3,300	
	うち農業	人	45,014	40,834	33,765	30,612	31,401	28,285	△ 2,327	
	第2次産業	人	136,583	89,451	129,443	81,756	121,915	75,471	△ 6,285	
第3次産業	人	377,974	222,399	363,194	211,385	363,361	207,277	△ 4,108		
農用地区域	農用地区域面積	ha	75,561	—	75,422	—	70,888	—	—	確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に
耕地面積	総面積	ha	60,374	—	57,832	—	56,600	—	—	耕地面積統計
	うち水田	ha	42,186	—	40,916	—	40,300	—	—	
新規学卒者	就業者数	人	5,996	—	5,405	—	5,729	—	—	大分県新規学卒者実態調査
	うち都道府県内	人	3,734	—	3,276	—	3,322	—	—	
農家人口	総数	人	128,489	119,650	100,530	93,699	76,008	71,004	△ 22,695	農林センサス
	うち60歳以上	人	57,364	53,388	50,376	46,871	43,301	40,350	△ 6,521	
農業従事者	総数	人	89,147	83,151	73,512	68,467	55,603	51,890	△ 16,577	農林センサス
	内 農業就業人口	人	54,676	50,893	43,977	40,896	35,208	32,814	△ 8,082	
	訳 基幹的農業従事者	人	35,297	32,891	34,462	32,163	30,316	28,330	△ 3,833	
担い手	認定農業者	経営体	4,739	—	4,645	—	4,370	—	—	認定農業者、特農法人、特農団体の認定状況
	認定新規就農者	経営体	245	—	176	—	273	—	—	
	集落営農	集落営農	279	—	457	—	549	—	—	

※新規学卒者とは、高等学校、大学、短期大学及び高等専門学校を卒業した者。

※「農用地区域」、「耕地面積」、「新規学卒者」、「担い手」については、旧市町村単位のデータが存在しないため「うち農村地域」の記載を省略した。

(2) 市町村別地域指定等状況（管内全市町村）

都道府県名（大分県）

番号	市町村名	農村地域 に該当	対象要件			除外要件						人口増減			実施計画 の有無	分譲可能 残積の 有無
			農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 条 1 一	令 3 条 1 二	令 3 条 1 三	令 3 条 1 四	令 3 条 1 四 イ	令 3 条 1 四 ロ	平成22年	平成27年	対平成22年比		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬/⑭	⑬	⑭
1	大分市		○	○	○	○	○	○	○			474,094	478,146	100.9		
1-1	旧大分市		○									458,978	464,636	101.2		
1-2	旧野津原町	○	○									4,769	4,564	95.7	○	○
1-3	旧佐賀関町	○	○									10,347	8,946	86.5		
2	別府市	○	○			○	○	○	○	○		125,385	122,138	97.4		
3	中津市	○	○			○	○	○	○	○		84,312	83,965	99.6	○	
3-1	旧中津市	○	○									68,780	69,792	101.5	○	
3-2	旧三光村	○	○									5,242	5,167	98.6	○	
3-3	旧本耶馬溪町	○	○									3,166	2,792	88.2	○	
3-4	旧耶馬溪町	○	○									4,412	3,853	87.3	○	
3-5	旧山国町	○	○									2,712	2,361	87.1		
4	日田市	○	○			○	○	○	○	○		70,940	66,523	93.8	○	○
4-1	旧日田市	○	○									59,120	56,512	95.6	○	○
4-2	旧前津江村	○	○									1,164	981	84.3		
4-3	旧中津江村	○	○									984	769	78.2		
4-4	旧上津江村	○	○									878	774	88.2		
4-5	旧大山町	○	○									3,402	2,756	81.0		
4-6	旧天瀬町	○	○									5,392	4,731	87.7		
5	佐伯市	○	○			○	○	○	○	○		76,951	72,211	93.8	○	○
5-1	旧佐伯市	○	○									47,119	45,044	95.6	○	○
5-2	旧上浦町	○	○									2,170	1,880	86.6		
5-3	旧弥生町	○	○									7,182	7,158	99.7		
5-4	旧本匠村	○	○									1,622	1,473	90.8		

番号	市町村名	農村地域 に該当	対象要件			除外要件						人口増減			実施計画 の有無	分譲可能 残面積の 有無
			農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 条 1 一	令 3 条 1 二	令 3 条 1 三	令 3 条 1 四	令 3 条 1 四 イ	令 3 条 1 四 ロ	平成22年	平成27年	対平成22年比		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬/⑭	⑬	⑭
5-5	旧宇目町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	3,068	2,665	86.9		
5-6	旧直川村	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	2,479	2,300	92.8		
5-7	旧鶴見町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	3,509	3,090	88.1		
5-8	旧米水津村	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	2,093	1,844	88.1		
5-9	旧蒲江町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	7,709	6,757	87.7	○	○
6	臼杵市	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	41,469	38,748	93.4	○	○
6-1	旧臼杵市	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	33,118	31,165	94.1		
6-2	旧野津町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	8,351	7,583	90.8	○	○
7	津久見市	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	19,917	17,969	90.2		
8	竹田市	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	24,423	22,332	91.4		
8-1	旧竹田市	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	14,735	13,483	91.5		
8-2	旧荻町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	2,990	2,833	94.7		
8-3	旧久住町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	4,317	3,865	89.5		
8-4	旧直入町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	2,381	2,151	90.3		
9	豊後高田市	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	23,906	22,853	95.6	○	○
9-1	旧豊後高田市	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	17,278	16,888	97.7	○	○
9-2	旧真玉町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	3,369	3,060	90.8	○	○
9-3	旧香々地町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	3,259	2,905	89.1		
10	杵築市	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	32,083	30,185	94.1	○	○
10-1	旧杵築市	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	22,852	22,091	96.7	○	○
10-2	旧大田村	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	1,556	1,344	86.4		
10-3	旧山香町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	7,675	6,750	87.9	○	○
11	宇佐市	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	59,008	56,258	95.3	○	○
11-1	旧宇佐市	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	47,550	45,982	96.7	○	○
11-2	旧院内町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	4,318	3,916	90.7	○	○
11-3	旧安心院町	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	7,140	6,360	89.1	○	○

番号	市町村名	農村地域 に該当	対象要件			除外要件			人口増減			実施計画 の有無	分譲可能 残面積の 有無			
			農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 条 1 一	令 3 条 1 二	令 3 条 1 三	令 3 条 1 四	令 3 条 1 四 イ	令 3 条 1 四 ロ			平成22年	平成27年	対平成22年比
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬/⑭	⑬	⑭
12	豊後大野市	○	○	○	○	○	○	○				39,452	36,584	92.7	○	○
12-1	旧三重町	○	○	○	○							17,614	16,959	96.3	○	
12-2	旧清川村	○	○	○	○							2,182	1,960	89.8		
12-3	旧緒方町	○	○	○	○							5,687	4,995	87.8		
12-4	旧朝地町	○	○	○	○							2,910	2,582	88.7		
12-5	旧大野町	○	○	○	○							4,739	4,291	90.5	○	
12-6	旧千歳村	○	○	○	○							2,276	2,139	94.0	○	○
12-7	旧犬飼町	○	○	○	○							4,044	3,658	90.5	○	
13	由布市	○	○	○	○	○	○	○				34,702	34,262	98.7	○	
13-1	旧挾間町	○	○	○	○							15,777	16,270	103.1	○	
13-2	旧庄内町	○	○	○	○							8,366	7,552	90.3	○	
13-3	旧湯布院町	○	○	○	○							10,559	10,440	98.9		
14	国東市	○	○	○	○	○	○	○				32,002	28,647	89.5	○	○
14-1	旧国見町	○	○	○	○							4,823	4,344	90.1	○	
14-2	旧国東町	○	○	○	○							12,035	10,673	88.7	○	
14-3	旧武蔵町	○	○	○	○							5,598	5,068	90.5	○	○
14-4	旧安岐町	○	○	○	○							9,546	8,562	89.7	○	
15	姫島村	○	○	○	○	○	○	○				2,189	1,991	91.0		
16	日出町	○	○	○	○	○	○	○				28,221	28,058	99.4	○	○
17	九重町	○	○	○	○	○	○	○				10,421	9,645	92.6	○	
18	玖珠町	○	○	○	○	○	○	○				17,054	15,823	92.8	○	○

(注) ア ①から④、⑧、⑬、⑭に該当する場合は○印を記入。⑤から⑦、⑨、⑩は該当しない場合に○印を記入。

イ ②は農業振興地域のある市町村、③は振興山村がある市町村、④は過疎地域がある市町村、⑤から⑩は農村産業法第2条第1項関連。

ウ ⑤から⑩は農村産業法施行令第3条の各号に關しての該当の有無。

エ ⑧について、該当する場合は○印とし、該当しない場合は、⑨、⑩について、記載しない。旧市町村の場合は、⑤～⑦について記載しない。

⑬、⑭は農村地域で実施計画のある市町村。

(3) 将来の見通し

ア 人口等

本県の人口は、昭和30年の127万7千人を最高に45年まで一貫して減少したが、同年の115万6千人を最低にして増勢に転じ、50年119万人、55年122万9千人、60年125万人と着実に増加した。

このように、昭和45年以降、人口移動は沈静化に向かい、定住化傾向にあったが、出生率の低下や人口の純流出の拡大等を背景に、昭和60年を境として再び人口の減少傾向が続いており、平成26年現在で約117万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所推計では、今後人口減少はさらに加速し、平成52年には約96万人にまで減少するとされている。

さらに、この推計をもとに行った本県独自による推計では、平成72年には76万人程度になると見込まれる。

(出典：大分県中長期県勢シミュレーション)

イ 産業等

ア) 就業構造

本県の就業者数は、平成27年では、第3次産業が約36.3万人と最も多く、全体の69.6%を占めており、第2次産業が約12.2万人で23.4%、第1次産業が約3.6万人で7.0%となっており、今後、各産業とも就業者が減少すると見込まれる。

とりわけ、現在でも高齢化が顕著な第1次産業は、平成52年には平成22年の約4分の1にまで減少する見込みとなっており、深刻な就業者不足が懸念される。

今後は、農林水産業の構造改革や農商工連携等を進めるなかで、新規就農者等、新たな就業者の確保・育成を図っていくことが重要となる。

(出典：大分県中長期県勢シミュレーション)